

堺 自転車のまちづくり・市民の会が 令和 6 年度自転車活用推進功績者表彰を受賞します

この度、本市を拠点に活動する市民団体である「堺 自転車のまちづくり・市民の会」が、自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）実施の「令和 6 年度自転車活用推進功績者表彰」を受賞することが決定しました。

同団体は、サイクルシティ堺としての取組を進める本市と連携し、自転車の利用促進と交通安全啓発を両輪に活動を実施しています。

今後も、本市は同団体と一層連携を深め、サイクルシティ堺の実現に向けた取組を進めます。

1 受賞団体

堺 自転車のまちづくり・市民の会

【団体概要】

平成 17 年度に設立された、会員相互及び諸団体との連携のもと、「正しく、楽しく、美しい自転車利用とマナーアップ」に寄与することを目的に活動する市民団体

【主な活動内容】

- ・「堺まつり散走」など、イベントに合わせた各種散走の実施
- ・自転車の利便性を向上させるため、自転車地図の制作やサイクルラックの設置
- ・区民まつりやツアー・オブ・ジャパンなどでの自転車の交通安全に関する啓発活動の実施

2 表彰式

日 時：令和 6 年 5 月 29 日（水） 午後 1 時～午後 1 時 30 分

場 所：国土交通省（中央合同庁舎第 3 号館）10 階共用会議室（東京都千代田区霞が関 2-1-3）

3 自転車活用推進功績者表彰について

自転車活用推進功績者表彰とは、自転車活用推進法第 15 条に基づき、自転車の活用推進に関し、特に顕著な功績があると認められる個人・団体を表彰するもの。令和 6 年度は、個人 1 名、4 団体が受賞します。

詳細については、自転車活用推進本部ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001806.html

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課
電 話：072-228-7636
ファックス：072-228-0220